

大切な事項です
よく読んでください。

国民健康保険料減免のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、下記のいずれかの要件に該当する方は、保険料が減免されます。

【保険料の減免の対象となる組合員及び減免額】

I．新型コロナウイルス感染症により、組合員が重篤な傷病（1ヶ月以上の治療を要すると認められたもの）を負った方。

⇒ 10月の保険料から6ヶ月分の全額

II．新型コロナウイルス感染症により、収入の減少が見込まれ、次のアとイの両方に該当する方。

ア 令和元年分の主たる収入が「営業」または「給与」の方。

イ 令和2年2月から7月のうち任意の連続する3ヶ月間の営業収入
または給与収入のいずれかが、前年に比べて30%以上の減少が見込まれる方。
減少率が前年に比べて50%以上

⇒ 10月の保険料から6ヶ月分の全額

減少率が前年に比べて40%以上50%未満

⇒ 10月の保険料から6ヶ月分の半額

減少率が前年に比べて30%以上40%未満

⇒ 10月の保険料から2ヶ月分の半額

※ご自身が減免の対象となる場合は、別紙の申請方法を確認のうえ、

令和2年12月31日迄（必着）に申請してください。

大阪建設国民健康保険組合

専用問い合わせ番号（令和2年12月25日まで）

0120 - 779 - 334

時間：平日の午前10時から午後4時まで

ホームページにも関連情報を掲載しております。

保険料減免の申請方法

- I . 新型コロナウイルス感染症により、組合員が重篤な傷病（1ヶ月以上の治療を要すると認められたもの）を負った方の必要書類。
- ① 同封の「書類1」
 - ② 新型コロナウイルス感染症によって重篤な傷病を負ったことが確認できる医師の診断書等
- II . 新型コロナウイルス感染症により、収入の減少が見込まれる方の必要書類。
- 主たる収入が営業収入の場合
- ① 同封の「書類1」
 - ② 同封の「書類2」
 - ③ 令和2年2月から7月のうちの任意の連続する3ヶ月間の営業収入が分かる帳簿や売上台帳（〇年〇月と明確な記載があるもの）・・・作成していない場合は同封の「書類3」
- ・計算方法
- 1 「3ヶ月間の営業収入（売上）の合計」を4倍します。
 - 2 4倍した金額を、令和元年分確定申告書第一表の営業収入欄㊦の金額で割ります。
 - 3 2の数字が「0.7以下」となれば減免の対象です。
- 主たる収入が給与収入の場合
- ① 同封の「書類1」
 - ② 同封の「書類2」
 - ③ 令和2年2月から7月のうちの任意の連続する3ヶ月間の給与明細等
- ・計算方法
- 1 「3ヶ月間の給与明細支払額合計」を4倍します。
 - 2 4倍した金額を、令和元年分源泉徴収票の支払金額欄の金額で割ります。
（支払金額欄に賞与が含まれる場合は差し引いてください）
 - 3 2の数字が「0.7以下」となれば減免の対象です。
- 法人事業所の事業主・従業員の場合
- ① 同封の「書類1」
 - ② 同封の「書類2」
 - ③ 令和2年2月から7月のうちの任意の連続する3ヶ月間の給与明細等
 - ④ 令和元年分源泉徴収票の写し
- ・計算方法は給与と同じ

※国の要請に応じて追加書類を提出していただくことがあります。

注意事項

- 注1 昨年の途中で独立した人は、独立してからの収入を年間に計算しなおします。
例) 昨年の9月に独立した場合は、9～12月分の収入を3倍して年間収入とします。
- 注2 今年に入ってから独立した人は、昨年との比較ができないため減免の対象外です。
- 注3 審査後に『保険料減免決定（不承認）通知書』をお送りします。多少の時間を要しますので、しばらくお待ちください。なお、一旦納められた保険料でも減免が決定した場合は還付（払い戻し）または翌月以降の保険料と相殺します。

書類1

	理事長	常務理事	事務局長	係長	主任	担当者
決裁						

国民健康保険料減免申請書

記号番号 _____

◎ 減免申請の理由 (該当する欄に☑をしてください。)

I	新型コロナウイルス感染症により、組合員が重篤な傷病（1ヶ月以上の
<input type="checkbox"/>	治療を要すると認められたもの）を負った方
II	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれ、次の
<input type="checkbox"/>	アとイの両方に該当する方。
	ア 令和元年分の主たる収入が「営業」または「給与」の方
	イ 令和2年2月から7月のうち任意の連続する3ヶ月間の営業収入、 または給与収入のいずれかが、前年に比べて30%以上の減少が見込まれる方
<input type="checkbox"/>	減少率が50%以上 10月の保険料から6ヶ月分の全額
<input type="checkbox"/>	減少率が40%以上50%未満 10月の保険料から6ヶ月分の半額
<input type="checkbox"/>	減少率が30%以上40%未満 10月の保険料から2ヶ月分の半額

上記事由により、大阪建設国民健康保険組規約第27条及び第63条に基づいて保険料減免の申請をいたします。
 なお、申請内容に虚偽が明らかになった場合は、規約第66条の規定により、保険料の5倍に相当する金額を返納することを誓約いたします。

年 月 日

大阪建設国民健康保険組合 理事長殿

組合員住所

組合員氏名

(印)

◎申請理由を証明するための確認書類を添付

※この欄は記入しないでください。

減免決定区分	I 6ヶ月分の全額	II 6ヶ月分の全額	6ヶ月分の半額	2ヶ月分の半額	不可
減免額内訳	医療保険料		後期支援金	介護保険料	
減免期間	本人	円	円	円	
年 月分	家族	円	円	円	
~ 年 月分	名	円	円	円	
本人ランク	合計	円	円	円	

見本

月別収入申立書

◎ 月別収入金額

令和2年	営業収入また給与収入のいずれか
4 月	200,000 円
5 月	200,000 円
6 月	500,000 円
合 計	900,000 円
⑤ 合計×4	3,600,000 円
⑥ 令和元年分の営業または給与収入	8,000,000 円
減少率((1-⑦)×100)	55 %

◎ 減免理由Ⅱの方のみ提出

国民健康保険料の減免申請に係る収入状況について次のとおり申告します。

2ページ目のⅡをご参照のうえ
下段算定方法の中の①～④より
ご選択ください。

年 月 日

大阪建設国民健康保険組合 理事長殿

記号番号

91 - 9999

組合員氏名

大建 太郎

⑧

算定方法

令和2年	営業収入(売上金額)または給与収入
2月	1,000,000 円
3月	700,000 円
4月	200,000 円
5月	200,000 円
6月	500,000 円
7月	300,000 円

① 2月+3月+4月 = 1,900,000 円

② 3月+4月+5月 = 1,100,000 円

③ 4月+5月+6月 = 900,000 円

④ 5月+6月+7月 = 1,000,000 円

①～④の一番低い金額 900,000 円 × 4 = ⑤ 3,600,000 円

※4倍することで1年間の収入見込みになります。

⑥ ÷ 令和元年分の営業または給与収入 8,000,000 円 = ⑦ 0.45

小数点第3位を切上げて、0.70以下になれば、減免の対象です。

月別収入申立書

◎ 月別収入金額

令和2年	営業収入または給与収入のいずれか
月	円
月	円
月	円
合計	円
㉔ 合計×4	円
㉕ 令和元年分の営業または給与収入	円
減少率((1-㉔) × 100)	%

国民健康保険料の減免申請に係る収入状況について次のとおり申告します。

年 月 日

大阪建設国民健康保険組合 理事長殿

記号番号

組合員氏名

㉖

◎減免理由Ⅱの方のみ提出

算定方法

令和2年	営業収入(売上金額)または給与収入
2月	円
3月	円
4月	円
5月	円
6月	円
7月	円

㉗ 2月+3月+4月=

円

㉘ 3月+4月+5月=

円

㉙ 4月+5月+6月=

円

㉚ 5月+6月+7月=

円

㉛ ㉗~㉚の一番低い金額

円 × 4 = ㉜ 円

※4倍することで1年間の収入見込みになります。

㉝ ÷ 令和元年分の営業または給与収入

㉞ 円 = ㉟

小数点第3位を切上げて、0.70以下になれば、減免の対象です。

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に関するQ&A

問1 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合ですか。

答 新型コロナウイルス感染症の影響とは、緊急事態宣言や自粛要請など、感染拡大防止のための措置による経済・社会全体への影響を指すもので、その影響を踏まえて、収入が減少している場合です。（昨年中の離転職等が主な原因となって収入が減少したことが明らかな場合は対象外です。）

問2 不動産収入や農業収入、雑収入の減少は減免の対象になりますか。

答 建設業における収入減を対象としているため、不動産や農業、雑収入は対象外です。

問3 「持続化給付金・特別定額給付金」等は収入に含まれますか。

答 今回の申請の際には収入に含む必要がありません。

問4 令和2年2月から7月のうちの連続していない収入の少ない月を任意で選んでいいですか。

答 連続する3ヶ月を任意で選んでください。

問5 営業と給与の両方の収入があるが、合わせて申請をするのですか。

答 営業と給与のうちのいずれかひとつが、前年に比べて30%以上の減少が見込まれる方が対象です。

問6 前年の確定申告は給与で申告しましたが、今年から独立して営業収入に変更になりました。その場合はどのようにして申請したらいいですか。

答 就労形態が変更した場合は、対象外です。

問7 従業員として、去年までA工務店で働いていたが、今年からB建装に変わった場合は申請してもいいですか。

答 就労先が変わった場合は対象外です。

問8 帳簿や売上台帳を作っていません。提出しないで申請してもいいですか。

答 帳簿や売上台帳は必ず必要です。作成していない場合は、同封の「書類3」で作成してください。（記載は該当する3ヶ月のみで可）

問9 売上台帳の記載は請求が発生した日ですか、入金があった日ですか。

答 原則として請求が発生した日（作業を行った日）です。